

(3) 生物多様性の保全

- 農村においては、農地・水路等で構築された水のネットワーク等が生態系を育み、また、こうして形成された生物多様性は、農家等による農業生産活動や農地・水路等の維持管理活動によって保全。
- 今後とも、農地・水路等の整備や維持管理、地域資源の質的向上のための活動等に際しては、これまでの取組を検証しつつ、農村環境への配慮や保全活動を一層充実する必要。
- また、これらの活動が地域づくりの一環として取り組まれるような計画づくりを一般化していくことが課題。

(3)-① 生態系ネットワークと地域資源の保全活動

- 農村においては、農地・水路等で構築された水のネットワーク等が生態系を育み、またこうして形成された生物多様性は、農家等による農業生産活動や農地・水路等の維持管理活動によって保全。
- 今後とも、農地・水路等の整備や維持管理、地域資源の質的向上活動等に際して、これまでの取組を検証しつつ、環境への配慮や保全活動を充実。

[農地・水路等で構築された水と生態系のネットワーク]

水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は、水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、多様な生きものがその生活史に応じ様々な生育・生息環境を利用。



[農業生産活動・維持管理活動]

農村地域の水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全。



[地域づくりの取組]

環境教育、農産物のブランド化、地域コミュニティの活発化などの地域づくりの取組に活用。



[農業農村整備における生態系配慮の取組に関する経緯]

平成13年の土地改良法改正を契機として、農業農村整備における「環境との調和への配慮」のために必要な制度、技術資料を整備。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法改正[事業実施の原則として環境との調和への配慮を位置付け] ・ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定 ・ 環境に関する基本計画として、対象地域に関する環境配慮のゾーニング(「環境創造区域」または「環境配慮区域」)などを整理した田園環境整備マスター・プランを市町村が策定する仕組みを整備] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営土地改良事業における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について ・ 環境配慮の取組の充実を図るため、「環境配慮計画」の作成を義務化 											
技術指針等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(1~3編)(H14~16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針 ・ 「生物のネットワークや生活史を踏まえた工種横断的な環境配慮の手法や工法を具体化した技術指針を制定」 ・ 農業農村整備事業における景観配慮の手引き ・ 農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブック 											

(3)-② 生物多様性の保全(環境との調和への配慮を契機とした地域づくり)

- 国営事業着手時の環境配慮計画等において、地域資源・環境の再認識とその活用・向上に地域づくりの一環として取り組むような計画づくりを一般化していく仕組みや技術指針等を整備。
- これと併せて、土地改良区が環境保全活動に主体的に取り組む契機としても活用。

[環境配慮計画]

国営事業地区における環境配慮の取組の実行計画として、「環境配慮計画」の作成を義務付け

環境配慮計画の構成例

- ・地域環境の現況
- ・環境との調和への配慮の理念
- ・環境との調和への配慮の方策
(エリアの設定、配慮対策、維持管理計画等)
- ・環境保全の推進体制

[環境との調和に配慮した事業実施のための調査 計画・設計の技術指針]

農業農村整備事業における環境配慮の考え方を整理するとともに、工種横断的な環境配慮の手法や工法を具体化した技術指針を制定



「環境との調和への配慮」への取組の基本的スタンス

「これまで」

事業の実施に伴う環境への負荷や影響を可能な限り回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持する観点を重視。

「これから」

上記に加えて、生産基盤の整備と併せた農村環境の広域的な保全・形成を契機とした地域づくりの取組を環境配慮計画に位置付け一体的に推進

[具体的取組]

- ・環境配慮計画
環境配慮計画の一部として、地域づくりの取組に関する構想を検討・位置付け
- ・技術指針を改定
環境配慮を契機とした地域づくりの考え方や土地改良区が中心的役割を担う優良事例等を技術指針に反映

- 国営農地再編整備事業「いさわ南部地区」(岩手県)では、土地改良区が中心となって農村環境の保全を契機とした地域づくりを展開



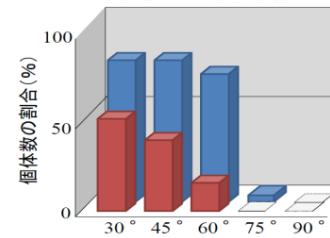
(3)-③ 生物多様性の保全(環境配慮の技術手法の充実等)

- これまでの技術的蓄積を活かした環境配慮の技術的手法の充実や地図情報を活用した地域の生態系に関する基礎的な情報の整備を図り、環境保全や地域づくりの取組を充実・促進。

環境配慮の技術的手法の充実

- 環境配慮の技術的手法の充実を図る視点から、これまでの実績を踏まえ環境配慮対策に係る技術的知見を技術指針に反映。

(新たな技術的知見)
スロープへの到達個体
水路からの脱出個体



カエルが脱出可能なスロープの傾斜角は30°

(先進的な地区事例)



透水性素材(底面)による湧水環境の保全

魚類や水生植物の生息、生育環境に配慮した水路構造

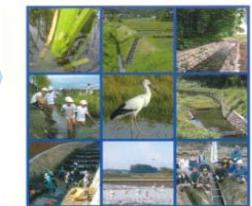
(効率的な施工事例)



直営施工の導入

環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針

農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針



農業農村整備事業に係る生物の生息状況データベースの整備

- 国営土地改良事業における生物生息状況に関する情報を蓄積し、既存のデータベースに登録。

環境情報管理システム

表示範囲の移動: 都道府県: 新潟県 市町村: 全域 移動

調査地点

クリック

現在の表示範囲内を検索

種名を指定

対象生物種群を指定

対象生物種群を選択

魚類

絶滅危惧種を指定

日付を指定

フリーワード

検索

平成22~24年における国営事業地区における生きもの調査結果(約8万5千件のデータを蓄積)をGISに登録。今後、随時データを追加。

138.79582,37.38883

野外調査情報

属性

MH138244030024

MH138244030025

生物データを表示

メタデータを表示

地点名

4号幹線用水路

データ年月

2012-09-17

対象生物種群コード

24

対象生物種群

魚類

調査方法に関する備考

環境情報に関する備考

調査対象施設: 用水路

位置情報 (緯度)

37.367164

位置情報 (経度)

138.786109

OK

生物データ

種名(和名)	種名(学名)	境省RLカテゴリ	絶滅危惧種カテゴリ
1 ウクイ		0	
2 ニゴイ属		0	
3 カジカ		7	準絶滅危惧

OK

調査実施時期、確認種名、絶滅危惧種等の分類等を調査地点別に登録

- 調査計画、設計施工、維持管理・モニタリング、事業評価の際の基礎資料として活用し、環境配慮の取組を支援。
- 今後、情報の収集範囲を広げることで地域における環境配慮の取組や地域づくりへの活用も可能。

(4) 農業・農村の魅力を活かした地域の活性化

- 農業・農村の魅力を活かした都市と農村の共生・対流等を通じた地域社会の活性化を目指して、福祉・教育・観光・まちづくり・環境等の分野において、交流を軸とした関係府省が連携した効果的な取組の拡大・定着を図っていくことが課題。
- また、世界農業遺産(GIAHS)をはじめ、我が国の農山漁村が有する地域資源を活用した農業・地域振興に向けた戦略的な取組を行う等、美しい景観、歴史・伝統等の保全・活用を契機として、地域農業の付加価値を高め、地域活性化につなげていく取組を促進していくことが課題。
なお、海外からの注目が高まっている日本の「食」を活かした地域活性化の取組にも留意。

(4)-① 都市農村の共生・対流①

○ 集落機能が低下しつつある農村の再生に資する都市と農村の共生・対流を一層効果的に進めていく必要。

○ 都市と農村の共生・対流のイメージ



農村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心

所得・雇用、活性化の必要



消費者・都市住民のニーズ

- ・農村へ訪問することへの関心
- ・農村での子供体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

北海道 七飯町 大沼グリーン・ツーリズム推進協議会

北海道の豊かな地域資源や伝統文化が体験できるプログラムを提供し、子供の体験活動で生まれた地域内ネットワークを活かし、地域農産物の販売や学校給食への活用など「食」を通じた交流に発展。

震災以降は、毎年、福島県内の小学生を受け入れ、野外活動等の場を提供。

子ども農山漁村交流



地域の伝統文化体験
(馬搬(ばはん))



農作業体験
(トマトの移植)

取組の効果(実績)

- ・受入小学校数 4校(H24)
- ・受入小学生数 603名(H24)
(うち、福島県から518名を受入)
- ・受入農家数 11戸(H24)

兵庫県 神河町 かみかわ田舎暮らし推進協会

神河町は、林業の町として大工(地域の建築職人)による昔ながらの巧みの技を有しており、地域の空き家(古民家)を借り上げ、建築職人を講師とし、都市ボランティアや建築職人養成学校の生徒に対し、古民家の実践改修を行い、伝統の木造建築技術を保全継承。

また、再生した古民家は地域農産物や地域食材を使った料理の提供、農産加工品の販売窓口、地域特産物の販売促進等を行う交流施設として利活用。

空き家の利活用



現況(空き家)



改修後 (地域特産物の販売促進等を行う交流施設として利活用)

取組の効果

- ・地域食材の利活用(交流施設での地域食材提供)
- ・雇用の創出・所得の増大(交流施設での雇用)
- ・観光交流人口の増加

埼玉県 所沢市 農業生産法人(株)風

所沢市内で障がい者と農業をつなげようと平成23年8月に農業生産法人を設立し、翌年より就労継続支援A型事業所として障がい者を雇用。

公共交通機関が整備された都市部の有利性を活かし、障がい者が電車通勤して圃場での農作業や生産した野菜の販売に従事。

露地栽培に加え施設栽培を導入



大根の植え付け作業

+



3連棟ハウス



障がい者が対面販売を行う直売所



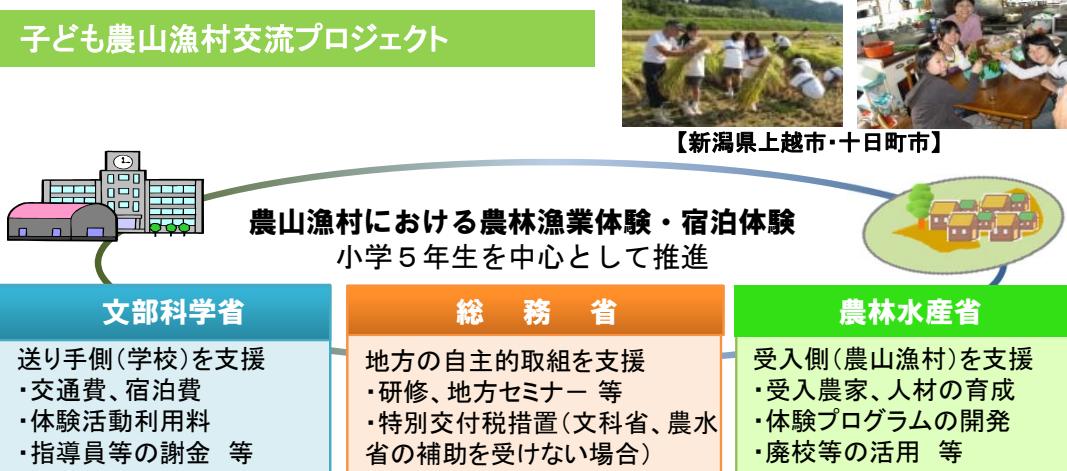
取組の効果

- ・障がい者の周年雇用の確立による所得向上
- ・障がい者の雇用の拡大(10名→40名)
- ・農業生産の拡大

(4)-① 都市農村の共生・対流②

○ 福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において、交流を軸とした関係府省が連携した効果的な取組の拡大・定着が課題。

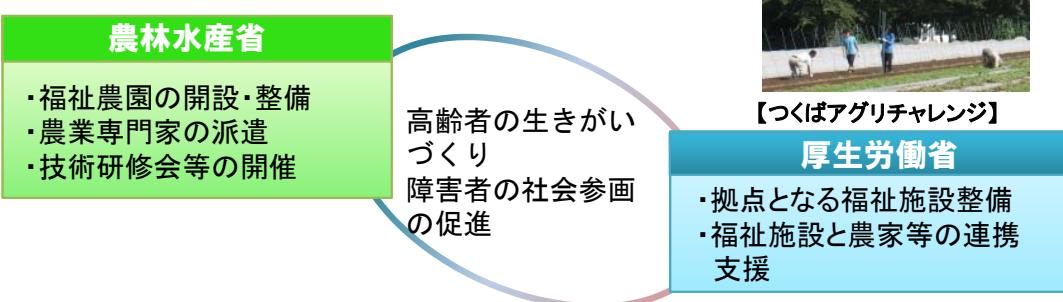
子ども農山漁村交流プロジェクト



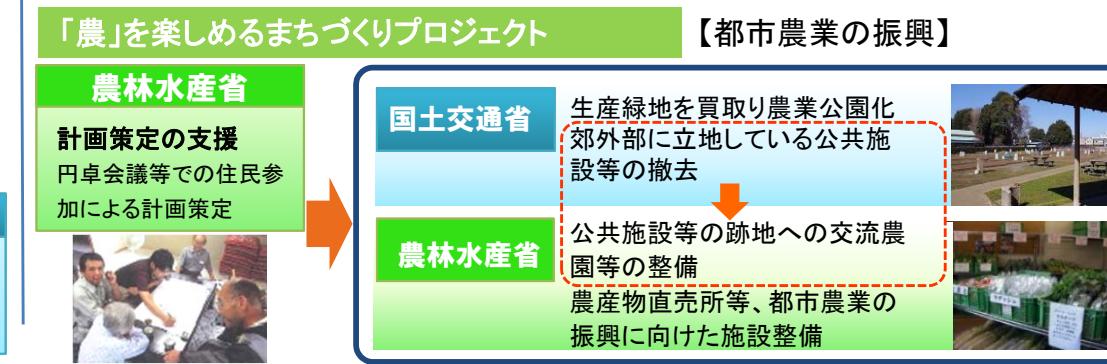
空き家・廃校活用交流プロジェクト



「農」と福祉の連携プロジェクト



「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト



目指す姿：地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農山漁村の活力向上

● 新たな需要の発掘・創造、地域資源の活用、関係省庁との連携等を推進し、全国で交流人口1,300万人を目標

(4)-② 世界農業遺産(GIAHS)の活用

- 世界農業遺産(GIAHS)を活用した農産物のブランド化や観光等との連携によるグリーン・ツーリズムなど、農業・地域振興に向けた取組が課題。
- 世界農業遺産(GIAHS)の知名度向上のための情報発信と国内推進体制の充実が重要。

世界農業遺産(GIAHS)とは

世界農業遺産(GIAHS:ジアス)とは、次世代に継承すべき重要な農法や景観、文化、生物多様性を有する農業システムを国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度。2014年1月現在、世界11カ国25地域が認定。

わが国では、2013年5月に石川県七尾市で開催された世界農業遺産国際会議において、3地域(静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域)が新たに認定。現在、新潟県佐渡市及び石川県能登地域と併せて計5地域。

世界での認定地区の例

[アンデス農法]／ペルー

海拔四千メートルの厳しい環境に適した農法として、バレイショ畑の周りに溝を掘り、昼間の日射で温めた水を、夜間の霜よけに利用



[チロエ農業]／チリ

先住民(チロエ等)の人々が、約200種の地域固有のバレイショを生産し、先祖伝来の慣行を何世代にも渡り伝承



[マサイの伝統]／タンザニア・ケニア

マサイ・ダバト族に古くから伝わる慣習や伝統知識をもとに、現在も社会や環境の変化に適応した牧畜農業を継続



わが国のGIAHS認定地域と特徴



能登の里山・里海(石川県)



朱鷺と暮らす郷づくり(新潟県)



茶草場農法(静岡県)



草原と持続的農業(熊本県)



農林漁業循環システム(大分県)

課題

伝統的農業・農文化・生物多様性の次世代への継承と農村振興

具体的な取組

○美しい景観、伝統的な農文化を活用したグリーン・ツーリズムの振興

○生物多様性保全に配慮した農畜産物のブランド化、6次産業化の推進

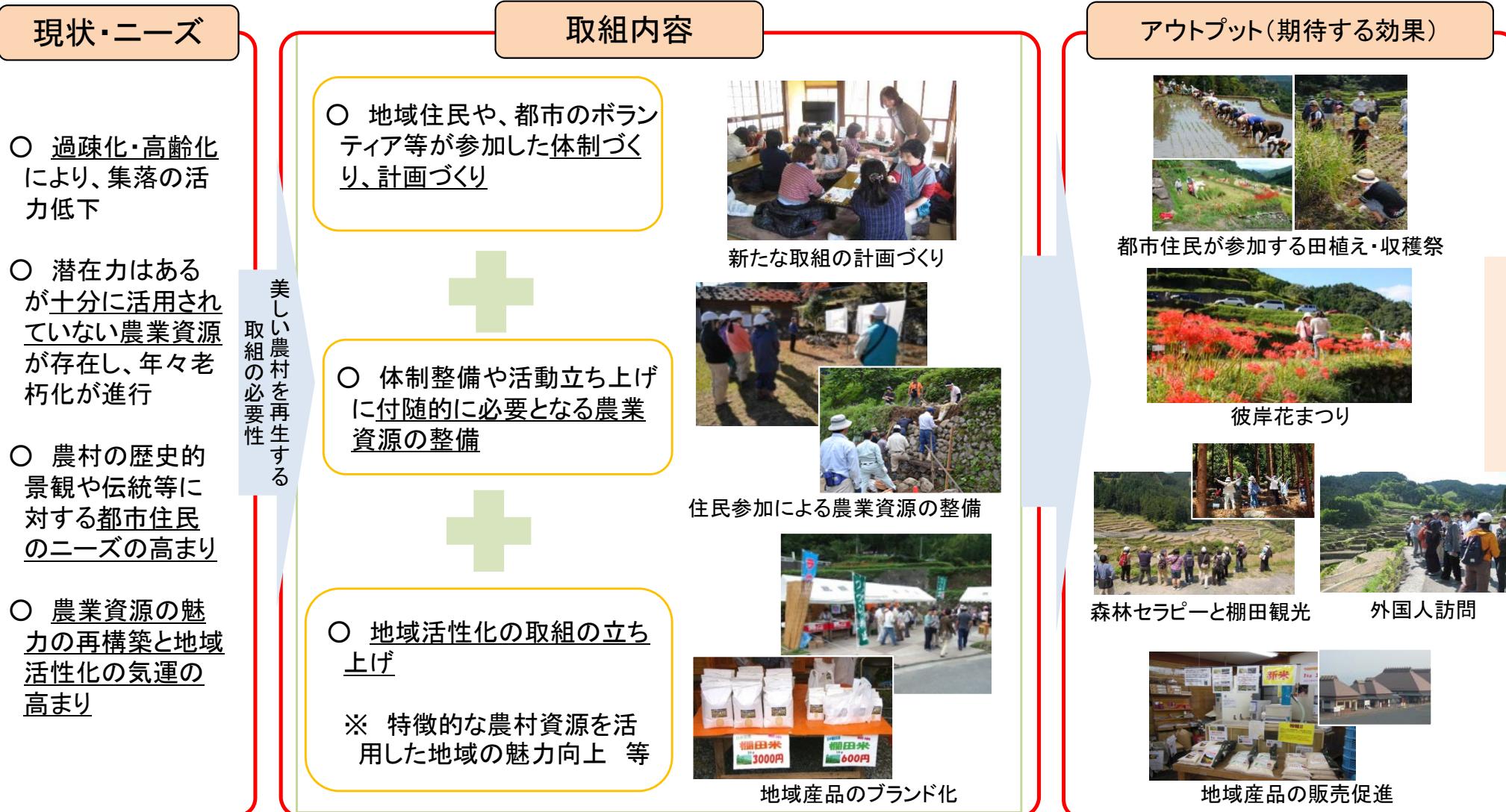
○認定地域のネットワーク化の促進と情報発信機能の強化

○国内推進体制の充実と認定を目指す地域等への支援

(4)-③ 農村の有する美しい景観、歴史・伝統等の活用

- 棚田や疏水等の農村の有する美しい景観、歴史・伝統等の保全・活用を契機とし、地域農業の付加価値を高めるような取組とすることが重要。
- このため、これらを活用した農業・農村の活性化を図る取組への支援の展開を図る必要。

○美しい農村再生支援事業(平成26年度新規)の支援イメージ



農村の歴史的景観や伝統等を活用した
農業・農村の活性化

(4)-④ 「食」・「食文化」の活用

- 平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。27年には食をテーマとしたミラノ万博への日本館の出展、32年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が予定されるなど、我が国や我が国の食文化に国内外から注目が集まる期待。
- こうした機会を捉えて、行事食・郷土料理等の地域の様々な魅力ある「食」・「食文化」を活かした地域活性化の取組にも留意していく必要。

○ユネスコ無形文化遺産登録(平成25年12月4日)

多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

- ・明確な四季と地理的多様性により、新鮮で多様な山海の幸を使用。
- ・食材の持ち味を引き出し、引き立たせる工夫。

栄養バランスに優れた健康的な食生活

- ・米、味噌汁、魚や野菜・山菜といったおかずなどにより食事がバランスよく構成。
- ・動物性油脂を多用せず、長寿や肥満防止に寄与。

自然の美しさや季節の移ろいの表現

- ・料理に葉や花などをあしらい、美しく盛り付ける表現法が発達。
- ・季節にあった食器の使用や部屋のしつらえ。

年中行事との密接な関わり

正月を始めとして、年中行事と密接に関わった食事の時間を共にすることで、家族や地域の絆を強化。

「和食；日本人の伝統的な食文化」と題し、
「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する「社会的慣習」

※「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。

日本からは「歌舞伎」「能楽」など22件(2014年3月現在)が登録。

「食」・「食文化」を活用した地域活性化の事例(宮崎県西米良村)



取り巻く状況

- ・宮崎県の最西端に位置し、地形は急峻で平地がほとんどない
- ・林業の衰退とともに急速に過疎・高齢化が進展

取組内容

- ・集落消滅の危機感からまちづくりがスタート
- ・季節の山菜などの地元食材を用い、16種類の地元料理を小皿に盛った御膳(おがわ四季御膳)を開発
- ・「作小屋」といった伝統的な生活の仕組みと併せて演出



おがわ作小屋村



おがわ四季御膳

取組結果

- ・100人弱の集落に年間2万人の来場者
- ・おがわ四季御膳は、1日100食程度出るヒット商品
- ・作小屋村への食材提供のため、農地を有効利用
- ・11人の新たな定住者

○日本の「食」・「食文化」を活かした地域活性化

行事食・郷土料理等の食文化や、地場産の食を提供する農村レストランを通じて、地域の魅力を発掘し、都市との交流のみではなく、海外からの訪問を視野に入れた情報発信を行う等、食・食文化を通じた農業振興・地域振興の取組を取組にも留意していく必要

行事食

季節ごとの行事やお祝いの日に食べる特別の料理



郷土料理

農山漁村の郷土料理百選(平成19年12月)

全国各地の農山漁村で受け継がれ、かつ「食べてみたい！食べさせたい！ふるさとの味」として国民的に支持される料理を郷土料理百選として選定、それにつながる歴史、文化、レシピ、伝承活動等についてとりまとめ



農村レストラン

農村レストランとは、地域の生産者がその地で生産・収穫された農畜産物を調理し、提供するレストラン